

静岡市民間発案制度

令和6年7月

静岡市 総合政策局 社会共有資産利活用推進課

目次

1 制度設計の背景と目的	1
2 制度のポイント	1
3 制度概要	2
4 発案事業の範囲	2
5 発案資格	3
6 手続の概要(フロー)	4
7 様式集	9

1 制度設計の背景と目的

本市では、平成 26 年度に策定した「静岡市アセットマネジメント基本方針」に、「総資産量の適正化」「長寿命化の推進」「民間活力の導入」の3つの基本方針を掲げ、公共施設全体を効果的かつ効率的に活用し、運用することで、健全で持続可能な都市経営の実現を図ってきました。

しかし、昨今、少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少し、一般財源の大幅な増加が見込まれない中、物価高騰や人件費の上昇による建設費や委託料の増加に加え、金利上昇による公債費の増加など、財政状況は厳しさを増しています。

一方で、人口増加の時代に整備された公共施設が現在も多く残っており、公共のサービス及び施設の在り方は大きな変革期を迎えています。

今後の公共施設は、社会状況を踏まえた将来需要を見据え、社会全体の資産を活用する考えを取り入れ、従来行ってきた統廃合や複合化等を、より効果的で効率性のあるものとし、保有量の最適化と社会便益の最大化を図っていく必要があります。

このことから、市では「静岡市社会共有資産利活用基本方針」を策定し、本市が所有する土地・建物の資産を活用し、積極的な財源の創出を推進していくこととしました。この方針による市有資産の活用は、財源創出だけでなく、地域活性化、雇用創出等の効果が期待できるとともに、人口減少、少子高齢化社会により、社会全体に蓄積された未利用資産を新たなニーズにより活用し、社会全体の力に変えていくといった観点からも非常に効果的であると考えられます。

そこで、この資産活用の取組を着実に実践して進めるためのひとつの制度として「静岡市民間提案制度」を策定し、行政施設の統廃合によって生まれる用途廃止施設や市有地等（以下、「活用検討資産」という）の情報を公開し、その活用方法を募集することとしました。

本制度は、多くの活用検討資産を公開して活用方法を広く募集し、民間事業者の自由な発想と独自のノウハウにより、市有資産の有効活用を推し進めるものです。

2 制度のポイント

本制度のポイントは以下の2点です。

(1)民間事業者が主体となって事業を提案できる環境を整える。

これまで市有資産の活用は、必要が生じた資産について、市は案件ごとに民間事業者の提案を募集していました。しかしながら、本制度により市有資産の有効活用を進めるため、民間事業者が主体的にアクションを起こし活用方法を市に提案できるよう、後述する「自由発案方式」を導入して予め活用検討資産のリストを公開し、自由に提案ができる環境を整えます。

(2)民間事業者の負担軽減により、応募しやすい制度とする。

民間事業者の負担を軽減することにより、幅広く活用方法を提案していただくため、手続の簡略化に努めるとともに、事業化までの選定を原則 1 回とします。

3 制度概要

- (1)民間事業者から活用検討資産を利用した事業の発案をプロポーザルにより募集します。
- (2)民間事業者は、市が提示する活用検討資産一覧(リスト)の中から任意の資産について募集する「自由発案方式」と、本市が特に活用を進めたい活用検討資産について募集する「施設指定方式」の2つの方式により、発案事業を応募します。

① 自由発案方式

市が提示する活用検討資産一覧(リスト)の中から発案したい活用検討資産を選択して、ご発案をいただきます。募集は原則1年に1度、募集要項を公表し、発案受付を行います。発案事業を採択後、市はその事業者と協議を行い、原則、随意契約を締結します。

＜スケジュール例＞

4～5月 活用検討資産一覧(リスト)の公表

7月 参加資格審査

8月 審査委員会による審査

9月 審査結果の通知、必要な手続を経て随意契約締結

② 施設指定方式

市が指定する活用検討資産について、個別の募集要項に基づいて発案受付を行います。スケジュールは個別の募集要項によります。発案事業を採択後、その事業者と協議を行い、原則、随意契約を締結します。

- (3)発案された事業について、本制度により申込みを行った民間事業者(以下、「発案者」という)は審査委員会において、プレゼンテーションを実施します。
- (4)審査委員会は審査項目に基づいた審査を行い、最も効果が高いと考える事業を採択します。
- (5)採択された事業の発案者(以下「採択事業者」という。)は本市と詳細な協議を経て、協議成立後に契約を締結し事業を実施します。

4 発案事業の範囲

(1)対象となる活用検討資産

「市が提示する活用検討資産一覧内の任意の資産」及び「市が指定する活用検討資産」が対象となります。

(2)対象となる発案

発案者が実施主体となり、活用検討資産を有効に活用する事業を募集します。ただし、以下のような発案は対象外です。

- ① 発案者以外が実施主体となる発案
- ② 本市に費用負担が生じる発案（ただし、十分な財政効果等が認められる場合は除く）
- ③ 法令等に抵触する発案

5 発案資格等

(1) 資格

- ① 法人格を持つ団体。ただし、本市の外郭団体(本市が基本財産等の 25%以上を出資している団体)は除く。なお、複数の法人による共同発案も可能。
- ② 発案した事業内容を安定的に実施できる能力を有していること。
- ③ 組織に関する規則等により、責任者が特定できること。
- ④ 団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

イ 募集の日から契約締結までのいずれかの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 24 年4月1日施行)による入札参加停止の措置を受けている者。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ 消費税及び地方消費税又は市税その他の本市に対する金銭債務に滞納がある者

オ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であると認められる者

カ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる者

キ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる者

ク 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

ケ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

コ 静岡市長及び静岡市議会議員または役員等が静岡市長及び静岡市議会議員であるもの。

(2)参加条件

- ① 発案者自らが実施主体となりうること。
- ② 市が指定するプレゼンテーション審査に参加すること。

6 手続の概要

本制度による活用検討資産への発案は、自由発案方式の場合は「市が提示する活用検討資産一覧（リスト）」、施設指定方式の場合は「市が指定する活用検討資産（個別募集要項）」の中から任意の活用検討資産について、提案をお願いします。

「活用検討資産一覧（リスト）」については、原則、年度当初に募集要項を公表し、事業の発案を受付します。

「市が指定する活用検討資産（個別募集要項）」については、施設に応じた個別の募集要項を公表し、事業の発案を受付します。

いずれの場合も、発案された事業の中から、最も効果が高いと考えられる事業を審査委員会において審議し、採択します。

市は採択された事業の発案者と事業化に向けた協議を行い、必要な手続を行った上で 契約を締結します。

(1) リスト及び個別募集要項の公開

発案の募集については、下記静岡市ホームページにて公表します。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6925/s012528.html>

(2) 問合せ・事前照会の受付・回答

事業発案にあたって不明な点につきましては、電話又はメールにて社会共有資産利活用推進課までお問い合わせください。なお、質問事項、回答は全て市ホームページで公表します。

(3) 事前協議

本制度をより効率的・効果的に運用するため、発案前の事前協議を必須としています。事前協議を行っていない発案は受け付けることができませんので、御注意ください。

① 事前協議の申込み

発案を検討・希望される場合は、事前協議申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、社会共有資産利活用推進課 にご提出ください。

提出は郵送・持参・電子メールのいずれかの方法をお願いします。

後日、社会共有資産利活用推進課から協議日程等を連絡します。

② 事前協議

検討されている発案内容について、面談にてヒアリングをさせていただきます（オンラインによる実施も可能です）。

その内容を踏まえ、実現性・妥当性に関して社会共有資産利活用推進課で判断を行います。

関係法令に抵触する、発案の事業性に重大な課題がある等、明らかに実現の可能性が低いと判断される発案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることがあります。

③ 事前協議の結果通知

事前協議の結果、受理が可能と判断した発案については、事前協議結果通知書（様式第2

号)により原則電子メールにて通知します。発案が可能と通知されたものについて、提案書の提出をお願いします。

(4)提出書類

提出書類は以下のとおりです。複数の事業者が共同で提案書を提出する場合は、②～⑥について、それぞれの事業者について提出してください。なお、発案にかかる全ての費用は、発案者が負担するものとします。

- ① 民間発案申込書(様式第3号)
- ② 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第4号)
- ③ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ④ 営業許可証等の書類

発案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を証する書類が必要な場合は、ご提出ください。

- ⑤ 法人の国税、都道府県税、市町村税の納税証明書(本社所在地分)
- ⑥ 会社案内書等、会社の営業内容・事業内容等を示した資料
- ⑦ 提案書

提案書には次の事項を記載してください。なお、提案書については、任意の様式を使用してください。

- ア 発案対象の資産及び事業の概要(活用する面積等詳細に記載のこと)
- イ 事業の推進体制・緊急時の対応体制
- ウ 事業スケジュール・事業期間
- エ 事業に係る関連法規や各規制の整理
- オ 「公共の福祉の向上」について

発案事業が実施された場合に、静岡市及び市民にもたらされるプラスの効果についてご記載ください。

- カ 「財政負担の削減等、公共の負担軽減」について

発案の内容が公共サービスに準ずる事業の場合、その実施により、国・県及び本市の負担軽減効果の見込みについてご記載ください。

- キ 「活用検討資産の活用内容」について

対象の活用検討資産の地域性や構造等の特徴を踏まえた分析と発案内容が適当であるとする理由等をご記載ください。

- ク 事業用地の提案賃料(月額)
- ケ 事業収支見込(市への納入金等があればそれも記載)
- コ その他特記事項

- ⑧ 参考資料(発案の参考となる資料)

提出書類について、提案書の著作権は発案者に帰属するものとします。

また、提出書類は市の公文書となるため、市に対して情報公開請求があった場合、「静岡市

情報公開条例」に基づき対応します。なお、提出書類の返却は返却しませんのでご注意ください。

※ 証明書は、それぞれ発行官公署等において定めた様式で発行されたもので、申込書提出前3カ月以内に証明されたものを提出してください。

(5)書類の提出

発案者は、民間発案に係る提出書類が整いましたら、書類一式を社会共有資産利活用推進課までご提出ください(提出は指定の期日までに郵送・持参・電子メールのいずれかの方法でお願いします)。

書類に不備がある場合、発案を受理しない場合があります。その場合は受理しない理由を連絡しますので、御確認のうえ、再度御提出ください。

なお、提出された書類は返却しないものとし、本制度以外の目的では使用しません。

(6)資格審査

市は、本制度に定める発案者の要件を満たすかどうかの審査を行います。要件を満たしていることが確認できた発案者のみ、発案内容の審査に進んでいただけます。

資格の有無については、資格確認通知書(様式第5号)により通知します。

(7)発案内容の審査

発案者は審査委員会でプレゼンテーションをお願いします。実施方法は以下のとおりです。

- ① プレゼンテーションは、原則、発案者が審査委員と対面で行います。
- ② 資料は提出した事業提案書で行います。(追加資料を必要とする場合は事前協議が必要です。)
- ③ 時間は原則、発案者による事業説明が10分以内、質疑応答を30分以内とします。
- ④ 審査委員会は非公開で行います。
- ⑤ 審査委員会の構成

ア 委員長

副市長

イ 委員

総務局長、総合政策局長、財政局長、関係局長。その他必要な場合は、専門家等有識者を委員またはオブザーバーとします。

⑥ 審査項目(標準項目/案件により変更する場合があります。詳細は募集要項で示します)

		評価項目	内容
1	効 果	まちづくり方針との整合性	立地適正化計画等のまちづくり計画との整合性
2		地域への貢献	地域活性化に資する提案であるか
3		市民サービスの向上	提案により市民サービスは向上するか
4		市の財政への寄与	市の歳入増加、歳出削減に寄与するか
5	実 現 性	実効性	提案は事業性があるか
6		危機管理	事故発生時の組織体制について
7		コンプライアンス	関係法令を遵守しているか
8		役割分担	市と提案者の役割分担が健全であるか
9		提案者の財務諸表等	提案者に事業継続できるような財務基盤があるか
10		提案者の推進体制	提案者は事業を進める体制を組んでいるか
11	そ の 他	独創性	提案者独自の事業スキームで、魅力的であるか
12		市の歳入	基準価格に対する希望価格

(8)審査結果の通知・公表

- ① 発案者への審査結果は、静岡市公共施設マネジメントに係る民間発案制度に基づく提案に関する検討結果通知(様式第6号)により、原則、電子メールにて通知いたします。
- ② 審査結果は以下の内容を市ホームページで公表します。
 - ア 採択された発案は「発案者名」「発案事業名」「事業概要」
 - イ 採択されなかった発案は「発案件数」

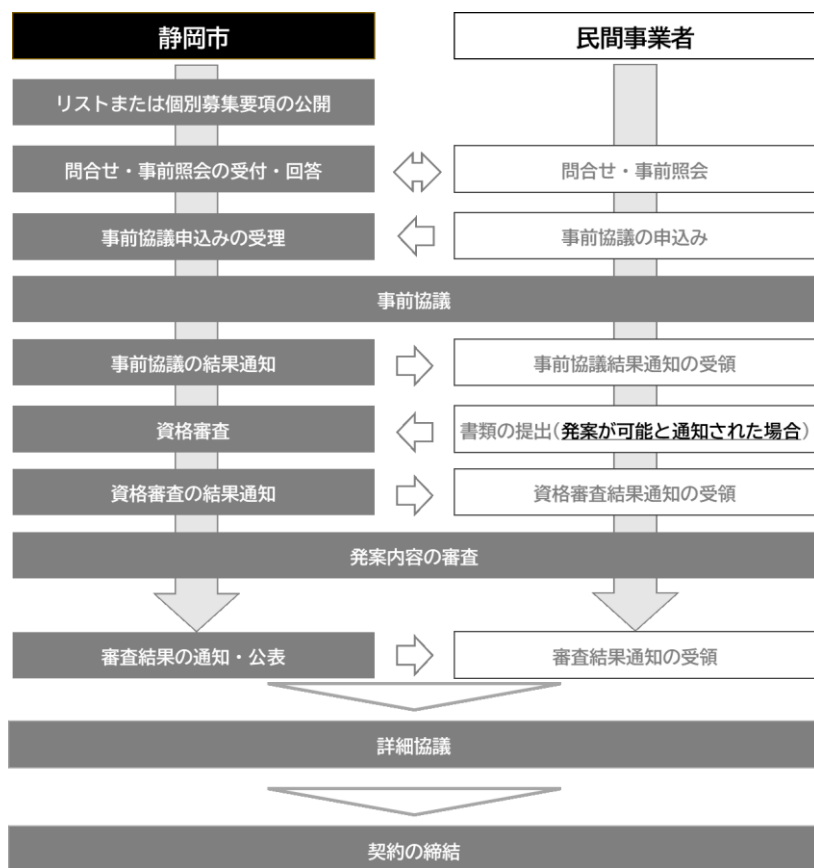
(9)契約の締結

審査委員会で採択された事業の発案者(採択事業者)と事業化に向けた協議を行い、必要な手続を行った上で採択事業者を見積参加者とし、単独随意契約(自治法施行令 167 条の2第2号)によって契約を締結します。

採択後1年間が経過しても採択事業者と契約締結に至らなかった場合は、審査会の決定を無効とする場合があります。

なお、その後に同案件について、市が再度民間発案募集等を行う場合もあります。

< 手続の概要(フロー図) >



※ 応募数等の状況により、プレゼンテーション審査の前に書類審査を行う場合があります。

※ 協議後、必要な手続を行ったのちに契約を締結します。

7 様式集

様式第1号

静岡市市有資産活用の民間発案制度

事前協議申込書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

申込者 氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話

下記のとおり、静岡市公共施設マネジメントに係る民間発案制度に係る事前協議を申し込みます。

記

1 発案する事業名

2 対象の資産

(土地か建物の種類・所在地・地番・地積・容積率・建ぺい率・法的規制・用途地域・活用範囲・使用面積は必ず記載)

3 発案理由

4 計画の内容

5 発案事業を実施する上での本市への要望

6 行政計画・市民生活・本市財政等に対して期待できる効果

7 借受金額に対する希望

様式第2号

第 号
年 月 日

発案者 あて

市 長 名
(総合政策局社会共有資産利活用推進課)

事前協議結果通知書

年 月 日付けで申し込みいただいた件につきまして、検討の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

- 1 発案事業名
- 2 検討結果
- 3 今後の予定

様式第 3 号

静岡市公共施設マネジメントに係る民間発案制度
発案申込書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

申込者 氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話

下記のとおり、静岡市公共施設マネジメントに係る民間発案制度による発案を申し込み
ます。

記

1 発案事業名

2 対象の資産

3 連絡先等

(1) 代表事業者

所在地・商号又は名称・代表者名・担当者・連絡先

(2) 代表以外の事業者

所在地・商号又は名称・代表者名・担当者・連絡先

(3) 新規に株式会社等を設立する場合は会社名

4 提案書

別添のとおり

様式第 4 号

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

商号又は名称

印

代表者職氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

別紙

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

(注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書（発行日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
- 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、静岡市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

発 案 者 あて

市 長 名
(総合政策局社会共有資産利活用推進課)

資格確認通知書

年 月 日付けで申し込みいただいた件につきまして、発案資格の有無について下記
のとおり通知します。

記

- 1 発案事業名
- 2 発案資格の有無
- 3 資格を有することが確認できない場合の理由

様式第 6 号

第 号
年 月 日

発 案 者 あて

市 長 名
(総合政策局社会共有資産利活用推進課)

静岡市市有資産活用の民間発案制度に基づく提案に関する検討結果について（通知）

年 月 日付けでご提案いただいた件につきまして、検討の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 発案事業名

2 検討結果

3 結果理由

4 今後の予定

5 その他

（採択者においては、最終的に協議が整わない場合及び採択後 1 年間が経過した場合、審査会の決定を無効とします。）